

Title	ギールケ教授の独逸憲法論
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.5 (1910. 5) ,p.585(81)- 606(102)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100515-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

證據であつて、村の人等が集つて来て——被告人の性格やいろ／＼の事を知つて居る者が集つて来て、それは斯うであると云ふことを言つた、一種の證人であるから、其時分には判決をする譯ではなくして、或事實の證言をした者である。證言をした者であるからして、其時分には證言が事實に違つた時には、やはり偽證罪で罰せられたものである。然るにそれが段々進化して来て、判斷することになつたのであります、判斷することになつたけれども、要するに或證據に依つて事實を認むべきや否やと云ふことであつて、結局證據である、斯う云ふ議論が出来やうと思ふ。さう云ふ議論が出来ますれば、つまり陪審員が或宣言をする、其宣言は或事實を認むべき所の確定なる宣言をしたのである、其宣言が裁判所を拘束すると云ふ、一種の證據上の効果を奏するのである。斯う云ふやうに見ますれば、此宣言も尙證據として見る事が出来る、さうすれば裁判ぢやない、斯う云ふ風に言へやうと思ふ。併ながら是は英吉利に於ての

み言へるので、他の國に於てやつて居るのは、そんな沿革も何も無くて、ひよつと途中から來たものである、英吉利に於ては其議論は有力な議論でありませうけれども、併ながら他の國でやつた陪審に付てはさう云ふことは言へない。他の國に參つたならば寧ろ斯う言へる、裁判官は事實の上から裁判をやり來つた、其裁判事務の一部を陪審員に行はせ、一部を元の通りの裁判官に行はせると云ふことになる。裁判事務の一部を陪審員が行ふならば、則ち裁判を行ふものと謂つて差支ない、裁判事務の一部である、さうすれば之を採用出來ないと云ふことになる。併し此陪審制度に就ては今申したばかりでなく、各國の制度を見まするといろ／＼變形の陪審制度がありまして、又近來學者の唱へて居る所の新しい制度もありません、其等のものに付ての當否如何、前に其等の學者の今提案して居る新しい陪審制度は果して違憲なりや否や、是は其ものに就て詳しく説明した後でなければ、私が此處で申上げることが出来ませぬから、先づ是だけにして置かうと思ひます。

雜 録

ギールケ教授の獨逸憲法論

小倉 和 市

伯林大學教授ラット、ギールケ氏は近頃ハヴァー
ト法學雜誌の請に應じて一文を草し、獨逸憲法
を論じて米國憲法に及べり。此論文は彼の複雑
なる獨逸帝國の組織を知るに最も便利なるもの
と信するが故に茲に其全文を譯述することゝな
せり。

ハヴァート大學の新總長が近頃英國の政體に關
して論述せる所を讀むの士は必らず近代の國家組
織が頗る複雑にして殆んど不可解なるが如きもの
あるを感知せずんばならず。吾人は現に國家の一
員として其中に生々しつゝあるも一般人民は勿論
實際國家の公職を奉ずるものと雖も此團體的生活
の内面的真相を精察するとは殆んど不可能なりと

云はざる可からず。然り國家の組織は其精緻複雑なる點に於ては決して有機體に譲らざるなり。
何人と雖も自己の身體の構造に付きては一般的の知識を有せざるものなし。歩むに足あり。握むに手あり。更に進んで呼吸器、消化器、神經腦髓の作用等多少肉眼にて實見し難き諸機關に付きても幾分か明瞭なる觀念を有す。左れと層一層其歩を進めて人體構造の極微に入り何が故に人間は生活し得るかの點に關して明確なる科學的斷定を下さんとするには著書及び顯微鏡の力を借りて多年の研究を積まざる可からず。實に吾人は日常天與の諸官能を使用しつゝあるも其諸官能の本體に付きては殆ど何等の知識なしと云ふも不可なきなり。
左れど若し一朝之等官能の作用に故障起らんか吾人は直ちに醫師に馳せて其救濟を求む。蓋し斯かる場合に於ては有機的生活體の秘密に關して最も深遠なる知識を有するもの、助力を乞ふの外なければなり。
社會的團體殊に其中最も發達したる國家團體の

如きに至つては其構造の複雑多端なること自然的有機體に比して一層大なるものありて人類の完成したる事業中最も稱讃す可きものなりと云はざるを得ず。其成就是實に數千年に渉れる歴史の結果に外ならずして一部は人類の有意的劃策の結果なりと雖も其大部分は無意識的の活動に基因するものなり。斯くて吾人の在住する無形の建築物は築造せられたり。何人と雖も教育の効果によりて國家の概念を獲得するとを得、經驗の功徳によりて國家組織中日常自己の接近する部分に關して多少の知識を有するに至らざるはなし。左れど何人と雖も國家各部の組織及び各部相互間の關係に付きては皆に明瞭なる觀念を有せざるのみならず殆ど全く何等の想像さへ有せざるなり。若し假りに之等の點に付きて多少の知識ありとするも夫は單に社會的生活の活動を可能ならしむる機械的方面の觀察に過ぎざるなり。左れど國家は唯外部より來る動力によりてのみ其活動を持續することを得る機械の如き死物に非らざるなり。國家は生活體な

り、有機體なり。然り而して其生命は自己の力によりて起り其指揮命令は自己の心靈之を司るものなり。國家の組織分子たる人民は其官職を有するものと否とを問はず皆其團結上隨時も缺く可からざる一要素なり。日常の實際に於ては吾人は國家の無限なる活力、強大なる團結力に關して唯漠然たる觀念を有するに過ぎず。或は國家を全般の上より觀察し、或は其詳細緻密なる諸點を攻究し、或は國家團體なる現象に伴うて顯はるゝ思想原理を探查して其生命及び活動の眞因を闡明するは政治學及び法律學の研究中最も困難なる部分に屬す。科學的研究の眞目的は此場合に於ても亦他の場合に於けると等しく眞理の發見に外ならざる者なるが、斯かる理論的研究は決して机上の空論として排す可きものに非ずして一方に於ては人間社會の有機的性質を明らかにすると同時に他方に於ては人類個々の活動が複雑なる團體的生活の上に及ぼす利害混交の諸結果に關して人民を覺醒し實際上頗る有益なる効果あるものとす。

社會的團體と自然的肉體との間には唯上述せるが如き構造の類似點あるのみに止まらずして精細に觀察するときは更に他の類似點あるを發見す可し。其類似點とは歴史の進化の結果として生せる種類の分化に外ならず。吾人は諸種の動植物に付きて觀察するときは單に其組成分子の同一なるものあるを發見するのみならず、其構造に付きても共通の形體あるを知ることを得るものなるが、斯かる現象は諸種の人類社會に付きても亦之を發見することを得可し。左れど人間界に於ける諸種の社會間の差異は動植物相互間の差異よりも更に一層大なるものあるを發見す可し。此現象は國家又は教會の如き大有機體を私立の會社、同盟、或は協會等の團體と比較する場合に於て發見せらるゝのみならず、近世の大國家相互の間に付きても亦之を發見することを得可し。

露國と佛國、又は清國と西班牙等の如く異種の民族を以て組織せらるゝ國家の間にありては其外面的組織上及び其内面的生命上顯著なる差異ある

は決して驚くに足らず。之に反して歐洲式に従ひて建設せられたる國家の間には前者に比すれば自然幾多の類似點あり蓋し彼等は其起源を同じくすればなり。即ち其基礎はフランク時代に建設せられ、其中世紀に於ける進歩は封建制度の原則及び世界的羅馬帝國、世界的羅馬教會等の諸觀念に負ふ所少なからず。然り而して其近代的形體を具ふるに至りしは希臘及び羅馬時代の古代的政治思想復活の結果に出づるもの頗る多し。故に今日に於ても彼等は自然相互の間に共通の特質を有するところ多きは決して怪しむに足らず。斯く歴史の因縁の下に數多の類似點を有する歐洲式の國家さへ仔細に之を觀察するときはチュートン人種の國家とラテン民族の國家との間には其國家組織殊に國民の公共的生活狀態に於て根本的の差異あるを發見す可し。更に進んでチュートン、ラテン兩民族が組織せる各國家に付きて之を見るに全然又は大部分チュートン民族によりて組織せられたる國家は固より其歴史的に共通せる思想觀念を維持し來れ

る所頗る多きは事實なりと雖も、彼等相互間の相違はラテン民族の組織せる諸國家間の相違よりも遙かに大なるものあるなり。

チユートン民族に屬する國家中三個の強大なるものあり、英國、合衆國及び獨逸即ち之れなり。其他同種族の國家にして吾人が歴史的分化の跡を追懐するに當り深く興味を感せしむるもの少なからず。ネザランド。三個のスカンデネービヤ王國は全く之に屬す。瑞西共和國は羅典民族によりて成立する二三の郡區を包含すと雖も主として獨逸民族なり。彼の埃國が其憲法の基礎を獨逸に仰ぎたるは争ふ可からざる所なり。斯く列舉し來ればチユートン民族の國家も亦多からずや。左れと吾人が下に研究せんと欲する所は最初に掲げたる三大國家に限るものとす。

英國は北米合衆國とは恰かも母子の如き關係を有するが故に兩者の間に頗る近密の類似點あるは疑なき所なり。彼等の公共的生活の組織は諸種の點より觀察するに一致する所少なからずして之を

歐洲大陸の諸國に比するときは全然相反する者あり。蓋し英米兩國を聯結する最強の連鎖は普通法にして彼等の法的觀念は皆其源を茲に發し、彼等の社會組織は皆此基礎の上に成立するものなり。予の如く法學を研究する者に取りては大陸法系と英國法系との間に存する根本的差違は實に合衆國と獨逸との間に存する最も深廣なる溝渠を形成するものなることを了解すること頗る容易なりとす。歐洲大陸の諸國民は瑞西聯邦の如き僅少の例外を除きては皆成文羅馬法の觀念によりて其土着の法制を改變したるも英國は依然保守主義を執し其古來固有の法制を維持し來りたるの事實は英國と大陸との間に公共的生活の理論的實際的性質上顯著なる區別を生せしめたる原因なりとす。然は云へ此點に於ても獨米兩國間に存する差異は之を獨英間又は米佛間に存する差異に比すれば其重要の度遙かに小なるものなり。一方に於て獨逸法は決して全然羅馬法の爲めに壓倒せられたるものに非ずして第十九世紀に於ては私法及び公法上に

大に復興の兆を顯はし、現に獨逸大學に於ては羅馬法及び獨逸法の講座は確然と區別せらる。他方に於て米國の進歩は現今に至る迄の英國の進歩に比して遙かに大陸的なるものあるなり。即ち米國に於て所謂自然法なるものが既存の法制上に及ぼしたる影響は英國に比して一層大なるものあるのみならず、成文法の制定を厭忌するの念も亦英國に比して遙かに少なかりき。

以上の結果として米國に於ては獨逸其他の大陸諸國に於けるが如く、憲法は確然たる成文法典の上に其基礎を有するも英國の憲法は何等單一の法典として存することなし。固より米國に於ても亦獨逸に於けると等しく慣習及び協定に基く法則は單に成文法の條項を補足するものなるを以て、時世の進轉に伴ひ憲法制定者の豫見せざりし變革を生ずるは事實なり。見よ政黨は政府に對して偉大なる勢力を有するも憲法は政黨に關して片言の規定をも有せざるに非ずや。左れと成文憲法は他の法令に比して一頭地を抜き、米國人民各個に取り

て殆んど神聖不可侵なるものあるなり。獨逸に於ても亦成文憲法は國王、官吏及び代議員の宣誓によりて保障せらる。米國に於ては立法部は憲法を改正するの力なく、唯已むを得ざる場合に於ては非常の手續によりて之を改正することを得るのみ。獨逸に於ては憲法の改正は米國に比して遙かに容易にして、且其改正は屢々行なはれたるも尙其改正に付きては特殊の手續を必要とす。固より獨逸に於ては他の法律制定機關と異なる憲法改正機關を有するに非ずして、唯多數の度を高むること、及び討論期間を延長すること等を要するものなり。

獨米の國家組織中最も類似せる點は此兩國に於ては國家權力の組織が聯邦的なるの事實なりとす、英國に於ては主權は國王と國會とに集中せられ、各地方團體は單に主權の委任によりて權力を行使することを得る第二次の權力團體たるに過ぎざるに反し、獨逸に於ては米國と等しく主權は重複制度によりて成立するものなり。今日の獨逸帝

86 國は千八百六十六年戦争及び暴力によりて解體せられたる前獨逸聯邦と異なり眞個單一の國家をなし、獨逸人民は皆帝國に對して直接に服従關係を有するものなり。之と同時に王國、小君主國及び三個の自由都市は帝國を組織する一員たると同時に又各自眞個の國家をなすものなり。彼等は聯邦を組織せる以前より完全なる國家として存在せしものにして、聯邦組織後と雖も決して其固有の權力を放擲したるものに非ず、各邦は各々自己の憲法を有し、此憲法は各邦人民の制定したるものにして決して帝國の權力を以て抹殺し去ること能はざるものなり。若し各邦政府と代表諸團體との間に紛争の起れる場合にありては、各當事者は當該問題を決定するが爲めに特設せられたる裁判所なき限り、帝國の機關に其問題を提起することを得るものとする。

獨逸帝國を組織する諸邦の憲法は其相互間の差異、米國諸州の憲法相互間に於ける差異よりも遙かに大なるものあるなり。

獨逸聯邦中には三個の共和國あり。ハンバーク、ルーベック、及びブレメンの三自由都市 (Hansestädte) 即ち之なり。之等の都市にありては主權は直接人民の選舉に係る市民代議院 (Bürgerschaft) と市民代議院の選舉に係り一層範圍の狭小なる會議體即ち元老院とによりて行使せらるるものとする。而して此元老院の議長は市長 (Bürgermeister) にして年々改選せらる。此兩院は聯合して立法權を有し、行政權は代議院監督の下に市長及び元老院之を行使す。

其他の諸邦は皆世襲君主國にして其數二十二を算す。其中二十箇國にありては君主の權力は近世の代表機關換言すれば國會 (Volksvertretung) によりて制限せらる。聯邦中稍々大なるものによりては國會は英國の上下兩院の例に倣ひ二院より組織せらる。普國にありては上院 (Herrenhaus) と代議院 (Haus der Abgeordneten) あり。バイリヤにありては評議院 (Kammer der Reichsräte) と代議院 (Kammer der Abgeordneten) あり。索

逸、ヴイルテンベルヒ、バーデン及びヘッセンにありては第一、第二の兩院あり。上院は人民の代表機關中多少貴族的の分子より成り其議員は一部は國王の勅選に係り、他の一部は地方自治團體參事會大學及び其他の選舉團體によりて選舉せられ更らに他の一部は世襲的又は個人的の榮典を有するもの、團體より成るものとする。之等の諸國に於ける第二院は全國民の選舉に係り民主的の議院を形成するものなり。左れと選舉の制度に付きては奇態にも諸種の異なりたるものあり。普國に於ては投票の權利は各人民に屬するも選舉區の投票者 (Elector) は納税額の大小によりて三階級に區分せられ、各階級は當該選舉區に課せられたる租税の三分の一を負擔するものより成るものなり。而して各階級は同數の選舉人 (Wahlmänner) を選定し斯くて選舉人は相集りて一團となり、當該選舉區 (Wahlkreis) の定數の代議員を選出するものとする。斯く選舉制度は間接にして加かも投票によるに非ずして、公開宣告によりて行なはるるものとする。

索逸は昨年普通選舉の制度を採用したり。但し同邦の普通選舉制度は投票數重複の主義を加味し、各個人は土地所有の多少、教育の程度及び一定額以上の租税支拂額の多少に應じて一個以上の投票權を有するものとする。南部獨逸の諸邦は近年に至りて普通、平等、直接、無記名の選舉制度を採用したり。凡て之等の立憲君主國にありては君主は主權の代表者なりと雖も、立法權は兩院の協賛を得ざれば之を行使するを得ず。行政權は君主の總攬する所なりと雖も、其行政權の發動は皆國務大臣の補弼副署を缺たざる可からず。然り而して國務大臣は之に對して一切の責に任ずるものとする。加之一切の行政殊に國庫の收入支出は皆兩院の監督の下にあるものとする。

獨逸聯邦中小邦の憲法も亦概ね同一の原則の上にて制定せられたるものなり。唯其異なるは之等の諸邦にありては一院制にして、其議員中或ものは普通の選舉の方法と異なりたる特殊の方法によりて選舉せらるる點なりとす。但し例外としてメク

レンブルグの二大公國は近代の憲法を有せず。君主の權力は古來存在する國務議員 (Landstände) の團體によりて制限せらる。所謂國務議員とは大地主と大都邑の地方官吏とより成り彼等は當然自己の權利として議席を有する者とす。更に此二國が古代特殊の制度を維持するの著例は此兩國は各自國の君主を有しながら依然古代の國務議員聯合議會 (Landständische Union) を有することなりとす。換言すれば此二國は共同して唯一個の庶民院を有するのみなりとす。

上述せる諸邦は皆各々自國の憲法を改正するの全權を有するのみならず、彼等は又其領土問題に關しても全權を有し、隣國と條約を締結して其國境を變更することを得、故に獨逸帝國は戰後講和條約の締結に基く場合の外、各邦の領土に對して變更を試むることを得ず。左れど若し國境の變更にして帝國の領域を變更するが如き結果を生ずる場合にありては當事國及び帝國の二重の立法行為を要するものとす。

米國と異なりて獨逸の諸邦は又各々國際社會に於ける獨立の人格を留保したり、固より彼等は宣戰講和の權を剝奪せられたりと雖も、單に帝國內の各邦に對してのみならず外國に對しても國際條約を締結することを得。且つ外國に對して外交的代表者の受授をなすことを得。但し領事受授の權のみは全然帝國に留保せらる。

米國と異なりて獨逸にありては帝國の權限に屬せざる事項に付きては、各邦は皆獨立して立法、行政、司法の權を有す。左れど各邦が帝國の立法及び監督によりて嚴密に拘束せらる、範圍は頗る廣く、恐らく合衆國に於ける各州の夫れよりも更に廣きものあらん。故に之等の點より云へば彼等は恰かも自治團體の如き地位を有するものなり。左れど帝國の權限に屬せざる事項に付きては彼等は完全なる主權を有す。例之、地方團體即ち市町村郡縣の組織及び監督、諸種の警察事項、鐵道及び其他の道路、農業及び農土分配事項、水運、狩獵、漁業、教化行政の全部即ち初等學校、中學教育、高等

學校、大學校、科學文藝に關する專門學校に關する事項及び教會に關する事項全部の如きは皆各邦が帝國の干涉を受くることなくして立法司法、行政の權能を行使し得可き重要な點なりとす。

上述せる諸邦の外獨逸帝國は全く其性質を異にせる領域を有す。

帝國領地 (Reichsland) は其一なり。アルサス、ローレン之に屬す。所謂帝國領地なるものは完全なる國家に非ず。如何となれば該地方の行政權は帝國領地其ものに屬せずして全く帝國に屬するものなればなり。他の獨逸諸邦にありて特殊の主權者に屬する權力は帝國領地に於ては帝國の機關によつて行使せられ、其一部は帝國の任命に係る都督 (Statthalter) に委任せらる。都督はストラスブルグに駐在して恰かも君主の如く責任ある大臣を任命して其管轄地域を支配す。該州は固より一の國家に非ずと雖も、自治の權能を與へられ、其權限は年々擴張せられ、今日にありては地方委員 (Landesausschuss) と稱する一の代議機關を有し、

該地方に關する立法に付きては悉く該機關の協賛を経ざる可からず。且つ該地方の豫算は同機關之を議定し監督するものなりとす。人或は帝國領地を以て米國の廳 (Territory) に比す。固より兩者の間其類似せる所頗る多し。各廳の如く帝國領地も亦一の國家たらんとするの念頗る熾なり。左れど此希望に對しては殆んど打勝つ可からざる困難の伴ふものあるなり。即ち一の國家たらんとするには帝國領地は一の新王統を奉戴するか然らざれば一の共和國としての形體を具有せざる可からず。然れど第一策は既存王統の猜疑嫉妬あるを以て到底行なはる可くもあらず、然らば第二策は如何と云ふに獨逸に於ては君主政體の傾向一般に盛んなるを以て之れ又不可能の事たるを免かれざるなり。更に又獨逸帝國は數多の殖民地を有す。殖民地の組織及び行政に關して英米の制度と獨逸の制度とを比較研究するは頗る興味ある問題なりと雖も茲に之を詳説するの餘白を有せず。

今繼て獨逸帝國其もの、組織を詳説せんに同帝

國は上述の諸邦を基礎として建設せられ其上位に存する一大優越國家なり。眞に帝國は他國に於て其類例なき一種異様の組織を有するものなり。左れど此聯邦の一般的性質は北米合衆國の組織と多少類似する所なきに非ず。

獨逸帝國の直接機關は皇帝 (Kaiser) 聯邦議會 (Bundesrat) 帝國議會 (Reichstag) 及び帝國大審院 (Reichsgericht) なりとす。

帝國の元首は皇帝なり。左れど皇帝は單に Kaiser なる名稱を有するに止まり君主 (Monarch) に非ず。固より彼は君主に屬する個人的特權を有し、君主としての榮譽を保持し、且つ自己の行爲に付きては法廷に於て何等の責任を有することなしと雖も、他の獨逸の諸王と同地位にあるものにして決して優越なるものに非ず。換言すれば貴族中の第一位にあるのみ。彼は獨逸帝國の集合的主權を代表して、單に自己の名に於てのみならず、他の獨逸の諸王及び自由都市の名に於て主權者の權力を行使するものにして、決して完全なる君主の權力

を有するものに非らざるなり。立法に關して彼が有する權限は唯聯邦議會及び帝國議會に於て議決せられたる法案が憲法的に法律となりたるものなることを公證するの權 (Promulgation) 及び之を公布するの權 (Publikation) を有するのみ、彼は合衆國大統領の如く制限的不裁可權を有せず。否彼は全然不裁可の權を有せざるなり。彼は帝國陸海軍の首長なり。左れど陸軍は海軍の如く嚴格なる統一團體をなすものに非ずして其兵數は聯邦の各邦に割當てられて、各邦に散在する者なり。此中バイリヤの軍隊のみは全然獨立の形をなし平時にありてはバイリヤ王其最高指揮權を握り、唯一且緩急あらば直ちに皇帝の統帥に歸するものなり。索遜及びウィルテンベルヒの國王も亦自己に割當てられたる軍隊に對しては指揮權の大部分を有す。他の諸邦に於ける割當軍隊の首長は帝國憲法に規定せられたる條項により普漏西王としての Kaiser (獨逸皇帝としての Kaiser に非ず) に對し軍隊統帥權の殆んど全部を讓渡したり。海軍

行政は全部帝國に屬する事項にして皇帝及び其海軍大臣の統轄に屬す。左れど陸軍に關しても軍務行政は聯邦諸邦に屬し普漏西、索遜、バイリヤ、ウィルテンベルヒ四國の陸軍大臣之を管掌するものとす。

皇帝は外國に對しては獨逸帝國を代表す。彼は外交代表者及び領事を受授するのみならず、帝國と諸外國との間に締結せられたる條約を批准し、且つ宣戰講和の權を有す。左れど若し條約にして帝國立法府の立法事項に關するものなるときは例へば通商貿易又は私法等に關するときは彼は聯邦議會及び帝國議會の協賛を経ざる可からず。加之彼は宣戰せんとするに當りては聯邦議會の同意を経ざる可からず。但し帝國の領土が侵略を受けたる緊急の場合には此限に非ず。

内務行政に關しては皇帝は聯邦議會及び帝國議會を通過したる法令及び聯邦議會の決議を執行するの權及び各邦に委任せられたる行政事務の範圍内に於て各邦の行政を監督するの權を有するもの

なり。左れど彼は合衆國の大統領と異なり自ら國務大臣の如き責務を有するものに非ずして、自ら自己の行爲に對しては毫も責任を有せざるものとす。即ち彼は責任ある大臣を任命せざる可からず、而して皇帝は軍の統帥權を除くの外帝國統治の一舉一動に關しては常に此責任ある大臣の副署を得るに非らざれば其行爲は全然効力を有せざるものとす。此大臣を帝國宰相 (Reichskanzler) と稱す。帝國宰相は立憲君主國に於ける内閣總理大臣よりも遙かに緊要重大なる法律上の地位を有す。固より帝國には行政各部に付きて特に設けられたる高位の官職 (Reichsanter) なきに非ず。即ち官制上には外務、海軍、内務、司法、遞信、大藏、殖民等の諸省あり。之等諸省の長官は通常大臣と稱せらるゝと雖も單に準大臣に過ぎずして全く帝國宰相に隸屬するものなり。彼等は固より自己の行爲に關しては自ら其責に任せざる可らずと雖も、其責任は彼等が長官たる省の性質によりて制限せらる。之に反して帝國宰相は國家全般の行政に關

して其責に任せざる可からず。加之皇帝は聯邦議會を召集するの權、帝國議會を召集、延期、閉會、解散するの權を有す。左れど之等の職務に付ても彼の權能は嚴格なる憲法上の規定によりて制限せらる。彼は帝國議會を解散せんと欲せば聯邦議會の同意を経ざる可からず。又一旦之を解散したるときは六十日以前に總選舉を行ひ、九十日以内に之を召集せざる可からず。

斯くの如く皇帝の行政權は痛く制限せらるゝと雖も帝國領地及び殖民地に於ては其權力は前述せる場合に比しては遙かに完全なるものあるなり。如何となれば之等の領域に於ては皇帝は法令によりて規定せられたる範圍内に於ては帝國宰相補弼の下に全部の行政權を行使することを得るものなればなり。

獨逸皇帝の法律上の權能は米國の大統領に比して遙かに狭小なるものなり。大統領は其任期四年間は行政の範圍に關しては殆んど絶對の權力を有するものなり。彼は多數の信任を受けて連合國の

總首長となり、外國に對し、將又内國の諸州に對し全國を代表すると同時に陸海軍を統帥し、恰かも自から獨逸に於ける帝國宰相の如き觀あるなり。彼が組織する内閣は唯だ彼の意思を實行する一機關に過ぎず。左れど獨逸皇帝の地位は大統領に比するときは單に階級の上に於て高きのみならず政治上に於ても遙かに大なる勢力を有す。其理由如何を繹めるに之れ決して皇帝が憲法上 *Präsident* として附與せられたる權限に基くものに非ずして法律上帝國皇帝たるの地位と普國の王冠とか結合せらるゝに因るものなりとす。

若し皇帝にして曾て神聖獨逸羅馬帝國の皇帝が選舉せられたるが如く選舉によりて其地位を得るものとし、且つロイス王又はリッペ王の如きが選舉せられたりと假定せんか皇帝の地位は實に薄弱なるものと云はざる可からず。然るに現在に於ては憲法の規定上皇帝なる地位を絶對に普漏西王國と不可分なるものとなされたるを以て皇帝の地位は全然異なるものあるなり。皇帝は單に終身其地

位を保持するとを得るに止まらずして之を子孫に傳ふるとを得るものなり。即ち各皇帝は生れながらにして聯邦の代表者たると同時に又生れ乍らにして獨逸聯邦中事實上に於ては強大比なく、法律上に於ては最も優越なる邦家の主權者なり。斯くて皇帝は帝國宰相の官職と普國總理大臣の地位とを同一人に附與することを得るものにして、過去の實例に於ても此二個の地位が全く別人に附與せられたるは僅々數箇月の短期間のみ。斯くて普漏西王としては彼は又帝國に於ける第二の大機關即ち聯邦議會の議長にして、又最も有力なる議員たるなり。

聯邦議會は實に帝國特有の機關にして決して他國の政治的團體に於て其比を見ざるなり。強て之を求めんか合衆國に於ける元老院の如き蓋し之れに近からんか。元老院の如く聯邦議會は各邦を其組成分子となし、其職務の一部は上院と同一なりと雖も其組織に至りては國會と大に異なるものあり。即ち聯邦議會の議員は選舉せられたる代

表者に非ずして各邦の全權大使なり、彼等は議會に於て投票權を實行するに當りては決して自己の意思によること能はずして、其代表せる邦家の意思によりて左右せらるゝものなり。換言すれば彼等は各自國の主權者によりて任命せられ、投票權の實行に際しては常に其本國の訓令を仰ぐものなり。故に一旦彼等が與へたる賛否の聲は決して動かす可からず。左れど彼等は議會に對して責任を有するものに非ずして、彼等に其全權を委任したる各本國に對して責任を有するものなり。然り而して何人か彼等に訓令を與ふ可きものなるや、及び如何なる方法によりて訓令す可きものなるやは全く各邦憲法の規定に屬するものとす。唯帝國の見地よりするときは彼等が本國の法律上の主權者の行爲により完全の委任を受けたるの事實あれば、即ち足るものにして此事實を檢査して、之を承認するは聯邦議會自身の權限に屬す。故に或意味より云ふときは聯邦議會は帝國の聯合機關なりと云ふことを得可し。即ち聯邦議會なるものは聯

94 邦團體を組織する各邦が團體の各員を促し各邦別個の意思を打つて一九となし帝國共通の意思となさんとするの機關なり。

前述の理由に基き聯邦議會は偉大なる權能を附與せられて帝國の集合的主權者たるの地位を有し、皇帝に屬せざるの一切の權力を行使することを得と云ふも敢て過言に非ず。聯邦議會は米國元老院の如く立法に參與するものにして帝國の法律(Reichsgesetz)は皆聯邦議會及び帝國議會の協賛を経ざる可からず。加之聯邦議會は帝國に於ける最高の行政權を有し政府最終の諮問機關にして其決議は皇帝、帝國宰相及其他大小の帝國官吏が帝國の行政事務を處理するに當りて準據せざる可からざる法則なり。憲法の規定に基き聯邦議會には九名の常設委員(Bundesratsschüsse)ありて行政各部に關する聯邦議會の議決案を準備し又は之を實行するの任務を有するものなり。

聯邦議會の議事は投票の多數を以て之を決す。左れと各邦の有する投票數は必ずしも沿革上一

ならずして、一に各邦が前獨逸聯邦の議會(Bundestag)に於て有せし投票數によりて決定せらる。若し單に住民の多少によりて投票數を決定するも

のとせんか普漏西は全獨逸人民の約三分の二を有するが故に單獨に投票の大多數を占む可きの理にして聯邦議會とは單に有名無實の機關に過ぎざるに至る可し。然れども實際に於ては總投票數五十三個の中普國は唯十七票を有するに過ぎず。ハバリーヤは六票を有し、索遜及びウイルテンベルヒは各四票にして其他の諸邦に至りては或は三票或は二票又或は一票を有するに過ぎず。故に普國に對して他の諸連邦が連合するとあらんか、普國は或は少數となる場合なきにしもあらざるなり。左れと實際上に於ては之れ不可能なり。蓋軍事上及び租税の賦課に關する多數の事項に付きては普國の投票なき限り之を變更するを得ざるの規定あるを以てなり。加之憲法の改正は反對の投票十四に達するときは之をなすとを得ざるものなるが故に普國は憲法の改正に付きては不裁可の權を有す

るものなり。左れと他の諸小邦と雖も相連合することによりて其投票數十四に達するときは等しく不裁可の權を行使することを得るものなり、殊にババーリヤ、索遜、ウイルテンベルヒの三國にして連合せんか其投票數は正に十四に達するなり。終りに臨み一言す可きは若し聯邦議會の議決にして或國家が特に憲法によりて保障せらるゝ權利に影響を及ぼすものあるときは特に其國家の承認を経ざる可からず。

95 獨逸帝國第三の大機關を帝國議會となす。其組織は合衆國の代議院に相當するものにして、議員は一般國民の直接選舉に係り平等無記名投票なりとす。滿二十五歳以上に達したる獨逸人は犯罪者、精神病者、貧民救助金の受領者等各國共通の無權利者を除きては皆投票の權を有す、但し婦人は投票權なきものとす、婦人選舉權運動は獨逸に於ては他國に於けるよりも成功の望遙かに少なし。蓋獨逸に於ては投票權を以て兵役義務の對價なりと看做すものなるが、男子は此義務を有するも女子

は之を有せざればなり。

帝國議會は立憲君主國に於ける代議院に等しき權限を有し單に立法に參與するのみならず又行政全部の監督に任ずるものなり。又帝國議會は皇帝と等しく帝國其もの、機關にして其眼中には毫も邦別なきものとす。換言すれば帝國議會は全然近代的の性質を有する代議院なり。

獨逸帝國に於て最高の司法權を有するものはライプチッヒに存在する帝國大審院(Reichsgericht)なり。此の高級裁判所は帝國の名に於て其判決を下すものにして民事刑事の訴訟に付きて最終の判決を與ふるものなり。但し此裁判所は憲法問題に關しては判決を與ふるの權能なきものとす。此點に關しては獨米兩制度間に大なる差異あるものとす。蓋し憲法の原則を擁護せんが爲めに特に設けられたる獨立の裁判所なきは獨逸帝國の司法制度上に於ける一大缺點なりと云はざる可からず。

現今に於ては聯邦議會は聯邦内の諸邦間に於ける國際的及び國內的司法權管轄問題に關して裁決の

責任を有し、各邦の憲法上の爭議に付きては聯邦議會と帝國議會とが相聯合して之が解決をなすの權能を有するの制度なりと雖も、之れ決して上述の缺點を補ふに足らざるなり。歐洲に於ては立法權萬能の主義普及せるが故に裁判官は立法機關が法律の形式を以て發布したる條規に對しては絕對に服従せざる可からず。從て帝國法律(Reichsgesetz)の形式を以て憲法上の權利を侵害したる場合には如何なる裁判所と雖も決して之を救濟すること能はざるなり。裁判所は各邦の法令にして帝國法律に牴觸する場合にありては決して之を適用せざる可し。蓋し帝國法律は一地方の法律に比して優越なる効力を有するものなればなり。左れど若し帝國法律にして一地方の法律に比して優効ならずとせば各邦の立法も亦萬能なるが故に裁判所は決して其議定せし法律を無効となすこと能はざるなり。唯行政官廳の處分に對しては個人及び團體は公法上の事項に付きては判決によりて其救濟を得るものなりとす。但し此場合にありては普通

裁判所の管轄に屬せずして行政裁判所(Verwaltungsbehörde)と稱する特殊の裁判所之を管轄するものにして斯かる裁判所は殆んど獨逸の各邦に存在す。帝國は斯かる性質を有する一般的裁判所を缺くも或種の行政問題に關して司法的權能を有する裁判所なきに非ず。例へば貧民救助に關する諸問題の解決には授産聯合裁判所(Bundesamt für das Heimwesen)あり。發明に關しては帝國特許裁判所(Reichspatentamt)あり、労働者の法定保險に關する問題の審判に付きては帝國保險裁判所(Reichsversicherungsamt)あり。其他類似の機關少なからず。

斯くの如く獨逸帝國は自から有力なる機關を有する一大國家にして各邦が自己の權限に屬するものとして留保せる點を除きては直接に獨逸人民を支配するのみならず、各邦が中央權力に服従する範圍内に於ては各邦其ものを監督するものなり。此點に於ては合衆國に於ける制度と毫も異なる所なし。左れど獨逸に於ける中央權力は米國に

比して遙かに大なるものあるなり。其差異の最も著しきは獨逸帝國にありては中央立法權力が米國の夫れに比して遙かに大なるの點なりとす。獨逸に於ては帝國は商工業、労働、航海、銀行、保險、版權、其他帝國の經濟的生活に關する事項の殆んど凡てを支配するの權能を有するのみならず、民法、商法、刑法及び訴訟法等に關する一切の問題に付きて立法するの權能を有するものなり。帝國は既に順次刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法及び商法の制定を終り、遂に千九百年新民法の公布を以て全帝國に於ける法典統一の大事業を完成したるが故に今日に於ては各邦立法の範圍は頗る狭小となりたるものなりとす。加之帝國立法府は各邦に於ける國籍得喪の條件を制定したるが各邦に於ける國籍の得喪は即ち直ちに帝國國籍の得喪を意味するものとす。此點に於て獨逸の間に形式上の差異あり。即ち米國に於ては各州に於ける國籍の得喪は合衆國其もの國籍の得喪に因るものなりと雖も獨逸に於ては帝國々籍(Reichsanghörigkeit)

の得喪は各邦の國籍(Saatsangehörigkeit)得喪の結果なりとす。更に又帝國の法律は兵役の權利義務及び補缺に關する準則を規定す。帝國は輸出入品に對する關稅及び煙草、砂糖、鹽、ブランデー及び麥酒に對する課稅に付きて絶對の權力を有するのみならず。各邦と協力するときは所得、動産、不動産及び相續に對して課稅するの權利を有す。今日に至る迄帝國は嚴格なる意味に於ける直接稅を賦課したることなきが故に所得、動産及び生産業に對する課稅は各邦に留保せられ、不動産に對する課稅は地方團體に留保せらる、左れど帝國は既に郵便稅、相續稅、等性質上殆んど直接稅なるが如き稅目を制定せり。昨年中獨逸は帝國財政の改革に關して一大論争を惹起し、遂に夫又は妻と子女との間に於ける財産の移轉に付きても尙相續稅を賦課すとの提案を否決するに至れり。若し租稅及び行政各部の收入に基く帝國の歲入にして其歲出を充たすに足らざるときは其缺陷は各邦よりの貢納(Matrikularbeiträge)

を以て之を補ふものとす。

前述せる如く帝國の立法權は行政權及び司法權に比して其範圍遙かに廣汎なり。帝國が自己の權能として行使する行政權の範圍は外務、海軍、郵便、電信、帝國銀行等の如く或種の部門にのみ限定せらる。左れど各邦の行政官廳は帝國立法權の範圍に屬する諸部門に付きては常に帝國法律及び聯邦議會、皇帝、帝國宰相又は特殊の權能を附與せられたる帝國裁判所(Reichsamt)の訓令に服従せざる可からず。即ち關稅及び帝國に屬する諸稅の徵收、軍務行政、貨幣の鑄造、衛生行政、漁業、工業等に關する監督は之に屬す。皇帝又は帝國に係る重大なる叛逆事件の外、帝國の司法權は單に上告審として活動するのみ。詳言すればライプツヒヒに置かれたる帝國裁判所は唯上告せられたる事件を受理するのみ。左れど各邦の裁判所は帝國が規定したる訴訟手續を遵守し、且つ帝國立法部の制定したる法律を適用せざる可からず。等しく國家の連合なりと雖も獨逸憲法には合衆

國に知られざる一個の特質あり。此特質とは聯邦中の或國家即ち主としてバーリヤ、ウイルテンベルヒ、バーデンが或種の權利を特に留保するの事實なりとす。バーリヤが獨立の陸軍を有することは吾人既に之を述べたり。加之バーリヤ及びウイルテンベルヒは自國獨立の郵便及電信を有す。又之等の三國は帝國が賦課の權を有する麥酒に關する諸稅を免せられ、之を以て自國の歳入を充たすものなり。之れバーリヤに取りては最も緊要なる特權なり。加之バーリヤは帝國貧民法の支配を受けざるものとす。其他特權頗る多くして枚舉に遑あらず。而して之等の特權免除を享有する國家は極力之が維持防衛に努めつゝあるなり。斯かる特權の存するが爲め帝國の財政は大なる影響を受け歳計豫算上非常の混雜を惹起するに至るものなることは明らかなり。

今翻て獨逸帝國の歴史を通觀するに中央權力が絶へず増大し、法制が愈統一の歩を進めつゝあるは争ふ可からざる事實なり。獨逸の識者は皆曰く

統一的傾向は遙かに聯邦的傾向を凌駕しつゝありと。左れと遠心力は未だ相當に強大なるが故に近き將來に於ては現在の均衡を破却するが如き憂なきは疑ふ可からざる所なり。

吾人は以上の所論に於て獨逸憲法の梗概を記述せんと試みたり。左れと憲法は唯公共的生活の骨子に過ぎず。其他憲法運用の實際に付きては論述す可き點頗る多しと雖も茲に詳説の餘白を有せず

獨逸及び合衆國は議院政治を有せざる點に於て英國其他の諸國と異なる者なり。獨逸に於ては帝國議會と各邦の代議院とを問はず多數黨が内閣を組織するが如きとあるとなし。立法院は固より國家の公生涯に於て最も緊要なる一分子にして、之が立法權及び監督權の行使なくんば國務は遂に擧らざるなり。左れと皇帝と各邦の元首とを問はず法律上に於ても慣例上に於ても議會の多數黨より内閣員を任命せらる可からざる理由あることなし。帝國宰相の責任は單に政治的なるのみ。之れ普國其他小邦の大臣の場合に於ても亦同し。唯之等

の諸邦に於ては概ね憲法に於て大臣の失行に對する彈劾の途開かるゝのみ。固より何れの國に於ても内閣は議會多數の後援を得るに非らざれば政務を遂行すること能はざるは事實にして、若し其支持なくんば遂に自ら辭職するか又は國會を解散するの外なきなり。左れど内閣が其地位に止まる以上は國會及び政黨より全然獨立なるものと云はざる可からず。

合衆國に於ても亦議院政治の制度存することなし。合衆國の大統領は國會の代表者にも、兩院中の直接の受託者なり、此の點に於ては獨逸各邦の國王に等し。彼等は國民の意思によりて選出せらるゝものにして、一度其職に就かんか國會の多數が反對黨なると否とに拘らず其地位に止まることを得るものなり。

獨米兩國は共に議院政治を有せざる點に於て一致すと雖も、其公的生活に於て最も著しき差異は此兩國に於ては政黨の勢力が頗る相違せるの點な

りとす。

米國に於ては數年間國家に首長たるものは或意味に於て、政黨によりて選舉せられたるものと云ふを得可し。如何となれば一方に於て當選の豫望ある候補者を選定するは實際政黨の協議に依る者なると同時に、他方に於て選舉權者は若し其投票を有効に使用せんと欲せば政黨が推薦したる候補者の何れかに向つて投票せざるを得ざればなり。斯かる政黨政治は米國に於ては可能なり。如何となれば此國に於ても亦英國に於けるが如く根底確實なる二大政黨の相對立するありて、常に政争に餘念なく、近年組織せられたる一小政黨の如きは到底此二大政黨の對立に影響を及ぼすが如き勢力を有せざればなり。斯く實際上政治は議院政治たること疑なし。即ち國家の首長は政黨の左右する所となり、政府重要の官吏は概ね在朝の政黨より任命せられ、首長の交迭と其運命を共にするものなればなり。

獨逸に於ては帝國宰相其他の大臣は帝國其他各

邦の世襲の元首によりて任命せられ所謂國王は政黨の上に超然たりとの原則確守せらる。彼は世襲の權利によりて國民全體を代表す可きものにして其權力は國民の多數によりて與へられたるものに非ず。王統と國家との間に存する歴史的關係に其基礎を有するものなり。從て國王の委任に因り其意思を遂行す可き國家の大臣は全然政黨員に非らざるか或は少なくとも嚴格なる意味に於ける政黨員ならざることを要す。加之彼等は全然黨派的利害の念を投棄す可きものにして、假令曾て黨員たりしものと雖も一旦其職に就きたるときは恰かも無所屬なるが如く行動す可きものとす。

想ふに獨逸に於ては政黨政治は殆んど不可能なる可し。即ち獨逸に於ては所謂小黨分立の姿を呈し、何れの黨派と雖も、獨力議會に多數を制するが如きものあることなし。等しく保守黨と云ひ、自由黨と云ふも其中には諸種雜多の異分子あり。之れに加へて一大舊教黨あり。最も危険なる社會民主黨あり。彼等は個々特殊の問題に付きて集散

離合し、以て議會の多數を形成するものなり。斯かる政黨は到底國務を遂行するの能力なきが故に

獨逸に於ては今日に於ても尙專制時代に於けるが如く、政府は主として官僚一派の專占する所たるなり。獨逸の公生活に於て最も其勢力の瀰漫せるは學者の活動なりとす。彼等は國家の公職に適するが如き教育と訓練とを受け、身を國家に捧げて公共の福利を増進せんが爲めに其全心全身を勞しつゝあるなり。帝國宰相其他の大臣と雖も法理上に於ては其必要なきも事實上に於ては官吏の大團體より選拔せらるゝものとす。此場合にありては彼等は依然官吏たる性質を維持し、唯其職に止まるのみ其地位を高められ、特別の責務を負はざるのみ。固より斯かる選拔を受くる者は官吏中にありても袖領の地位にあるものに限らるゝが如し。斯くて獨逸に於ては政黨政治は排せられ、政黨の勢力を加味したる官僚政治樹立せらるゝに至れり。官僚政治の存續必しも絶對に不可ならず。

其中自から傳來的美點の存するものなきに非ずと

雖も弊害も亦百出して到底辯護の餘地なしとするもの頗る多し。

獨米二大國間に存する差異は斯の如く根本的にして皮相の觀察者と雖も尙之を看過すること能はざる可し。左れども同時に又此兩國が國體に於ては全く相異なり一方は君主國にして他方は共和國なるにも拘らず、尙深甚なる類似點を有するの事實も亦明瞭となりしならん。吾人の先祖は政治論の根本問題として如何なる憲法が最良の憲法なりやとの論議を闘はしたるも、吾人は既に之を忘却したり。吾人は今や自然法なるものを信せず。吾人は又決して推理力によりて各時代各國民に適するが如き純理的憲法を案出すること能はざるなり故に吾人が今日各國の公法を比較研究するに當りては何れの公法か絶對的に優良なるやを發見せんと試むるものに非ず、唯各國の憲法は果して其國家の一般人民の感念及び要求に適合するや否やを觀察するものなり。

蓋し獨米兩國の公生活に於ける最大の類似點は

此兩國民が等しく憲法を以て國民的精神の發現、國民安寧の保障なりと看做すの點なる可し。獨米兩國民は等しく自國に於ける文化及び物質的福祉が長足の進歩をなしたるの事實を以て主として強固なる團結の賜なりとなすものなり。然り而して斯かる團結が合衆國に於て維持せられ、獨逸に於て創設せられたるは決して一朝一夕の業に非ずしてリンカーン、ビスマルクの如き偉人傑士指導の下に幾多の犠牲が捧げられたるの結果に外ならず。獨米兩國民は共に聯合制度の利益を承認す。蓋し此組織たる一局部の利益が全部の利益の爲めに無視せらるゝの弊を防止するのみならず、堅實なる分權主義理想的の自治制度を保護するものなればなり。彼等は實に其年來保持し來れる歴史的地位を固守せんが爲めに小心翼翼たるものあるなり。吾人は新たに憲法的危機を惹起することなく、憲法上合法なる手段方法によりて漸次憲法の進歩發達を遂げ以て國民幸福の進歩を來さんことを希望するものなり。吾人は又同種民族の觀念、國家

組織の類似及び政見の一致が此大帝國と大共和國との間に存する友誼關係、深厚なる同情を増進するに貢獻する所あらんことを祈るものなり。(終)

英國工場法の淵源

高橋誠一郎

吾人が既に本誌上に於て一言せしが如く工場法制定の當否を論ずは十九世紀の問題なり。歐洲諸國に於ては之が實行の時代に進みてより早く既に幾多の星霜を経たり。先年吾が政府當路者亦泰西の立法例に倣ひ吾が國情を斟酌考量して工場法案を制定し、普く江湖の批評に備へ、客年復た別個の案を草して前議會に提出せしも、然も臆て政府自ら其不備缺陷少なからざるを認めたりと稱して之を撤回せり。知らず、吾國に於て工場法の發布實施を見る果して何の日ぞ。吾人は暫く退いて先進國に於ける工場法規發達の跡を稽ねんとし茲に先づハッチンス及びハリソン、グック、テラー、ブレンターノ並にカンニンガム等の名著より抄譯

補綴して一千八百〇二年の工場法的規定の性質並に其制定の理由を述べんとす。

(一)

産業上に於ける人民相互の關係は單に之を各當事者の間に存する契約に委するのみにて足り、特に外部の監督干渉を必要と爲す可き事項に非ずとの思想は極めて近代に至つて發生したるものにして、從來久しく監督干渉を受く可き第一のものにして且つ最も顯著なる場合なりと思惟せられつゝありしなり。之を例せば古代の埃及アッシリアより近く十八世紀に於ける英吉利並に十九世紀に於ける北米合衆國に至るまであらゆる奴隸の所有を認めたる史上有名なる諸國に在りては其嚴密の度に多少の相違こそあれ孰れも皆此國家的事項に對し法律を以て規制するの必要を感じたるなり。英米の耕地にては奴隸の労働時間は頗る精細に規制を受け、奴隸使用者は其奴隸に對し休息及び食事の爲めに相當の時間を與ふるの責任あり、且つ彼等を驅つて過酷過重の労働に服せしむるこ

とを禁じたり。即ちデョージ四世の法律に據れば各奴隸は朝飯の爲めに三十分、收穫時にあらざれば中食の爲めに二時間、收穫時には一時間半を與へらる可く、之を犯すものは五十磅の罰金を課せらる可きの規定あり。尙ほ同法には各所有者若しくは管理者は其奴隸に對し佳良且つ衛生的なる食物の充分なる量、乾燥にして居心地好き宿舎、相應なる衣服並に醫藥上の救助を與ふ可く、更に進んで其所有地内のあらゆる老衰、虛弱及び疾病に患める奴隸を扶持し慰安を與ふるの責任を有せしめ、之に違背する者に對しては各個の場合に一百磅の罰金を課せり。希臘及び羅馬に於ては積極的労働法規存在せしに拘らず尙ほ之に嫌らずして市民團體に依つて承認せられ、時に任用せられたる大労働同盟の在る有りて等しく這般の任務を行へり。東洋諸國にては彼の階級カステの制度が長く同一の目的を達し來りしなり。歐羅巴にては中世暗黒時代の末葉より重なる近世的國家の勃興に至るまで這個産業規制の責務は最高權力の明示若しくは暗